

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少に加え、超高齢化、核家族化、単身化が進むとともに、ライフスタイルの多様化も進んできました。そのことにより、かつて地域社会にあった信頼関係やお互い様の精神、人と人とのネットワークなどの「ソーシャルキャピタル（社会関係資本）」が低下しています。

ソーシャルキャピタルの低下は、言い換えれば「地域力」の低下であり、これまでは家族や地域のつながりで何とか解決することができたような課題も、徐々に解決が難しくなってきました。

孤独・孤立などの問題をはじめ、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯や、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）のような、制度の狭間で支援が届きにくいケースも増えており、従来の制度・分野ごとの福祉制度（いわゆる縦割り）のみでは、こうした課題には対応しきれなくなっている現状があります。

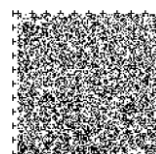
このような状況下で、市民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、地域に住む誰もが、住みやすい地域づくりに参加していくことがますます重要になります。

こうした認識のもと、本市では、令和2（2020）年に「東広島市地域福祉計画（第3次）」を策定し、「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」の実現に向けた施策を推進してきました。

また、令和3（2021）年には「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（地域共生社会推進条例）」を制定し、福祉や保健医療だけでなく、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を構築することで、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進してきたところです。

こうした取組みを体系的かつ効果的に進めていくため、このたび策定する第4次東広島市地域福祉計画は、名称を「東広島市地域共生社会推進計画」（以下「本計画」という。）とします。

本計画の推進により、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、学び合い、支え合い、感謝し合えるなどの「シアエル関係」を構築することで、生きがいを持って安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現し、市民一人ひとりの Well-being（幸福感）が増大することを目指していきます。



2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 地域福祉計画の位置づけ（改正社会福祉法）

「地域共生社会」の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法の一部改正（平成30（2018）年4月1日施行）により、地域福祉計画の策定について市町村に努力義務が課されるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられました。

また、市町村は、「①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備」、「②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「③多機関の協働による包括的な支援体制の整備」を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが努力義務とされ、地域の力と公的な支援体制との相乗効果により、地域生活課題の解決に向けた体制整備を行っていくこととされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、市町村における包括的な支援体制を構築するための具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、国は、地域福祉の役割の一つとして、災害時の要援護者への支援を求めています。本市においても、未曾有の災害となった平成30年豪雨（西日本豪雨）をはじめとする自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威に対し、地域福祉としての対策をより充実させていくことが求められています。

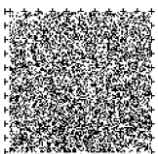
② 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある人を支える重要な手段ですが、本制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。同法では、権利擁護支援の一環として、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市町村の区域における基本計画を定めるよう努めることとされています。また、意思決定支援等による権利行使の支援も進めていくため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められているところです。

本市では、「東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱」を制定し、高齢者に係る取組みとして、第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画にこれらの方針が位置づけられています。

③ 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成29（2017）年に国で「第一次再犯防止推進計画」、令和5（2023）年には、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。「第二次再犯防止推進計画」



では、従来の就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等に加えて、新たに、地域による包摂の推進などが加えられました。

④ こども未来戦略などこどもへの支援

令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和5（2023）年には、「こども基本法」の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

こども基本法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

⑤ 孤独・孤立対策推進法

令和6（2024）年に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されています。

また、令和6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も施行され、居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした、包括的な支援制度の整備が規定されています。

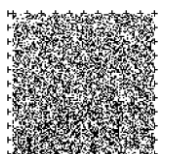
⑥ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和6（2024）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症対策の推進を目指すこととなりました。

認知症基本法では、基本理念として「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」や「相談支援体制、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備」、「社会参加の機会の確保」、「認知症予防の推進」の他、「認知症の人に関する国民の理解の増進」も規定されています。

⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正法）など

令和3（2021）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、令和6（2024）年4月から民間事業者等は、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務化されました。これにより事業者による



社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化や、行政機関や事業者等が事業の実施にあたり、障がい者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供することが求められます。

令和3（2021）年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務等が規定されました。

また、令和4（2022）年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通について、障がいの種類・程度に応じた手段の選択や、地域性によらない情報取得、障がい者ではない者と同一内容の情報を同一時点で取得することができる事、ITやICT技術の活用等、情報の十分な取得・利用や円滑な意思疎通のための施策推進が求められています。

さらに、令和6（2024）年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」が施行され、障がい者等の希望する生活の実現のため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や障がい者の多様な就労ニーズに対する支援等が法に規定されました。

「障害」の「害」のひらがな表記について

「障害」という言葉の表記について、負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するため、本市では、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令の題名や法令に基づく制度、施設名の場合や、医学用語として用いる場合等は、従来どおり「障害」と表記しています。

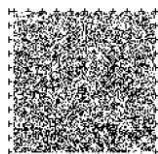
（2）県の動向

広島県は、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組みの推進を支援することを目的として、必要な事項を一体的に定める第2期地域福祉支援計画を令和5（2023）年度に策定しています。

市町の地域福祉推進の新たなガイドラインとして、重層的なセーフティネットの構築と地域福祉施策の推進に向けた県の支援策が示されています。

また、個別計画との連携・整合を図りながら、複合的課題や制度の狭間の問題への対応の在り方、福祉以外の様々な分野（まちづくり、防犯・防災、社会教育等）との連携、権利擁護の推進など、地域における高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めています。

本計画は、県の方針と整合を図って策定するものとします。



3 本市の取組み

(1) 第五次東広島市総合計画

令和2（2020）年3月に策定した「第五次東広島市総合計画」では、将来都市像を「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市 ～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」とし、目指すまちの姿の一つとして地域共生社会の実現を掲げ、地域住民や地域の多様な主体と共に、地域をつくっていくこととしています。

(2) 市民協働のまちづくり

本市は、平成22（2010）年に「市民協働のまちづくり指針」を策定し、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

令和6（2024）年4月に策定した「市民協働のまちづくり第4期行動計画」では、目指す市民協働の姿を「多様な協働」とし、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや人材育成、地域コミュニティやテーマコミュニティへの支援体制の強化等を図ることとしています。

(3) Town & Gown 及び次世代学園都市構想の取組み

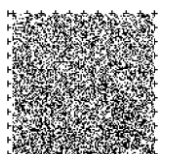
本市は、市内に4つの大学が立地する学園都市であり、これまでも大学との連携によるまちづくりを進めてきましたが、より一層の大学連携を図っていくため、令和2（2020）年に Town（市）と Gown（大学）が協働する「Town & Gown 構想」に着手し、現在、広島大学、近畿大学、広島国際大学において、各大学の特徴を生かした「Town & Gown」によるまちづくりを進めています。

また、令和4（2022）年3月には、「東広島市次世代学園都市構想」を策定し、大学との連携によるまちづくりにより SDGs（エスディージーズ）、Well-being、ポジティブピースを目指すこととしています。

(4) 「SDGs 未来都市」の選定

SDGs は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指しているものです。

本市は、令和2（2020）年7月に、内閣府により「SDGs 未来都市」に選定されていることから、本計画の策定においては、SDGs の理念を踏まえたものとしていきます。



（５）地域共生社会推進条例

地域共生社会の実現を図るため、令和３（２０２１）年に「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（地域共生社会推進条例）」を制定しました。

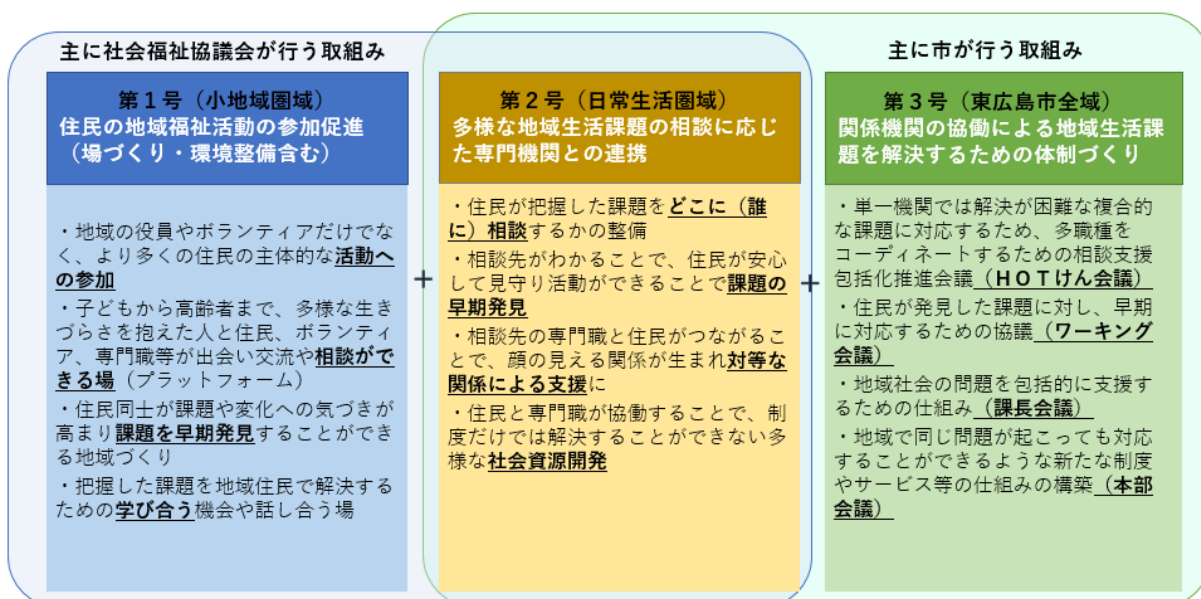
本条例により、福祉や保健医療だけでなく、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を構築することで、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進しています。

（６）「包括的な支援体制の整備」及び「重層的支援体制整備事業」

国の動向にあるように、平成 29（2017）年に改正された社会福祉法により、包括的支援体制を整備していくことが市町村の努力義務となりました。

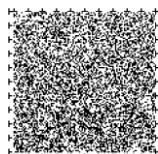
具体的には、同法第 106 条の 3 第 1 項で、（１）住民が自ら暮らす地域の課題を共有し、解決に向けて協働することができるような地域づくりの取組み、（２）住民にとって身近な地域で生活上の課題の「受け止め」、「支援機関へのつなぎ」ができる仕組みづくり、（３）相談機関の協働・ネットワーク体制の整備が挙げられています。

【イメージ図 法 106 条の 3 第 1 項第 1～3 号の事業イメージ】



上の図は、地域のコミュニケーションを活発にする中で、浮かび上がってきた生活上の課題や困難さを抱える世帯等を見過ごさず、支援機関につなげていくこと、つながれた側も有機的な連携によって、支援を充実させていくという、「本人」「世帯」「日常生活（地域生活）」をベースにしたアプローチとすることができます。この包括的支援体制を整備するための手段として、市町村は重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）に取り組むことができることとなっています。

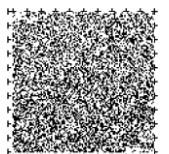
重層事業は「必要な人に支援が届く仕組み」をつくる事業ですが、制度・分野を越え



た連携体制をつくり、様々な生活課題が複雑化・複合化した世帯からの相談対応、単一の制度や支援メニューでは対応が困難な世帯等に対し、一人ひとりの状況に応じた支援や、伴走型支援の充実、生活基盤である地域の力（見守り、支え合い、交流）との協働による支援を展開することで、世帯の孤立化や支援の行き詰まりを防いだりする事業となっており、まさに包括的支援体制整備の中核となる事業です。

本市では、その推進を担う人材としてコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、その運用の一部を東広島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して、市の施策事業と一体的に地域福祉を推進しています。

重層事業によって、既存の制度の枠にとらわれない、社会参加のための様々な取組みを推進できていることから、今後さらなる充実を図っていきます。



4 計画の位置づけ

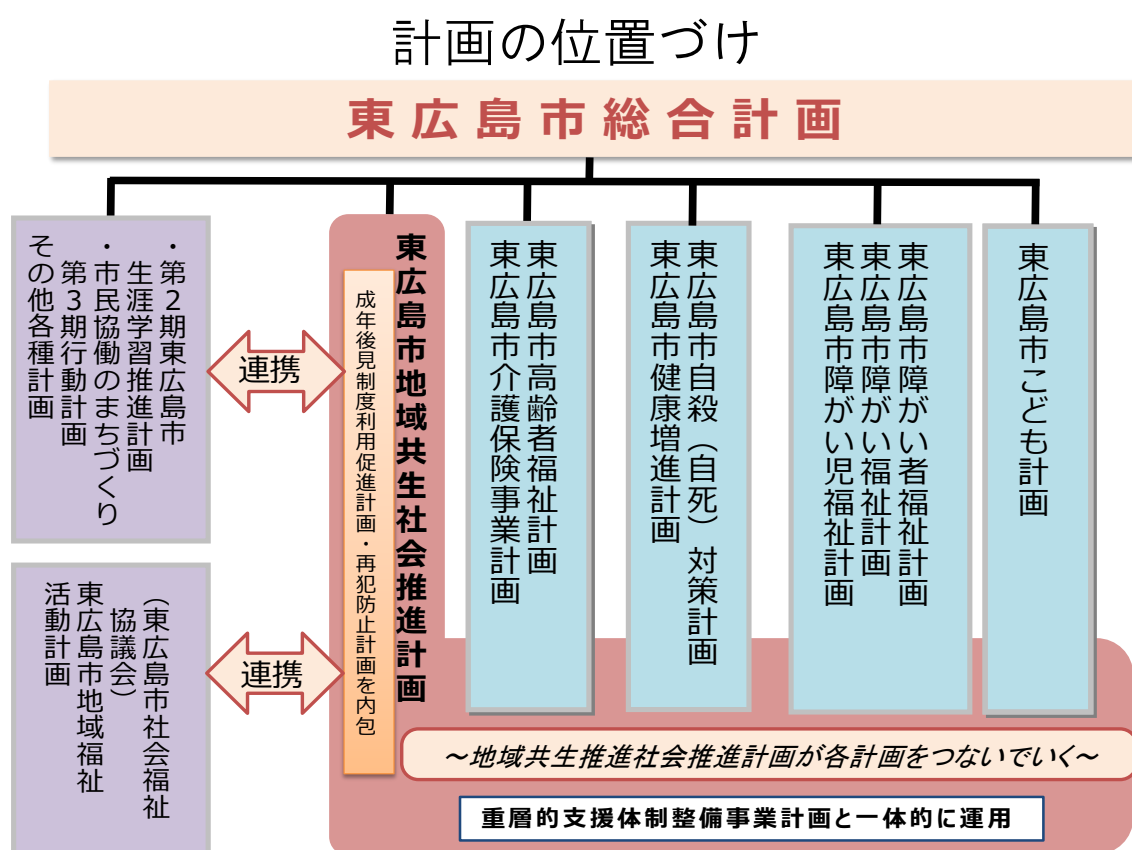
本計画は、市の福祉全般における総合的な計画であることを基本としつつ、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は、東広島市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、また生涯学習、健康増進など特に関連の深い分野をはじめ、各分野別計画との調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進に当たっては、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と相互に施策を共有し、連携・協働を図るものとします。

なお、本計画は、成年後見制度利用促進計画、再犯防止計画を内包するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画を兼ねるものとします。

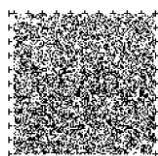
地域共生社会推進計画・地域福祉活動計画と総合計画及び各個別計画



5 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとします。

その間、社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。



6 計画策定の体制と取組み

(1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、市の附属機関である東広島市地域福祉推進協議会を中心に、市民の参画を得ながら協議を重ねました。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、市民の福祉への関心や地域活動への参加状況等を把握するとともに、意見や提言を広く聴き、本計画に反映させるため、市民アンケート調査を実施しました。

また、こども基本法に則り、未来の東広島市をつくるこどもに意見、提言を聞くため、小中学生へのアンケートを実施しました。さらに、地域の活動への関わりなど、企業との連携が求められていることから、福祉事業所や一般の事業所へのアンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要■

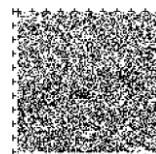
調査対象	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
配付数	4,000件
調査方法	郵送による配付／郵送回収及びWEB回収
調査期間	令和6（2024）年2月～3月
有効回答数	1,747件（有効回答率：43.7%）

■小中学生アンケート調査の概要■

調査対象	町ごとに小中学校1校ずつ抽出→小学5年生、中学2年生1クラス
配付数	540件
調査方法	各学校を通して配布・学校を通して回収またはWeb回答
調査期間	令和6（2024）年2月～3月
有効回答数	528件（有効回答率：97.8%）

■事業所アンケート調査の概要■

調査対象	福祉事業所調査／市内の福祉事業所から保育、高齢・介護、障がい者（児）の3区分で無作為抽出 一般事業所調査／市内の一般事業所から無作為抽出
配付数	福祉事業所／300件、一般事業所／160件
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWeb回答
調査期間	令和6（2024）年4月～5月
有効回答数	福祉事業所／199件（有効回答率：66.3%） 一般事業所／80件（有効回答率：50.0%）



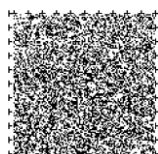
(3) 地域懇談会の開催

本計画の策定に当たり、地域課題や実情を把握するとともに、市民が考える地域支援の在り方や地域づくりのアイデア等を計画に反映させることを目的に、22 の地区で地域懇談会を開催しました。

■日常生活圏域別懇談会実施場所・実施日■

圏域	地区	開催日（曜日）	会場
西条北	寺西	12月20日（水）	寺西地域センター
	東西条	3月 1日（金）	東西条地域センター
西条南	御園宇	11月25日（土）	御園宇地域センター
	三ツ城	1月26日（金）	市役所北館市民協働センター
八本松	川上	8月19日（土）	正力集会所
	原	2月 1日（木）	原地域センター
志和	東志和	12月11日（月）	東志和地域センター
	志和堀	12月14日（木）	志和堀地域センター
	西志和	12月20日（水）	西志和地域センター
高屋	高美が丘	12月 4日（月）	高美が丘地域センター
	高屋西	12月 7日（木）	高屋西地域センター
黒瀬	板城西	3月 1日（金）	板城西地区拠点施設
	上黒瀬	3月 2日（土）	上黒瀬コミュニティホール
福富	竹仁	2月18日（日）	竹仁地域センター
豊栄	吉原	12月 9日（土）	吉原地域センター
	乃美・別府	12月 1日（金）	乃美地域センター
河内	河戸	11月24日（金）	河戸地域センター
	戸野	12月 1日（金）	戸野地域センター
	入野	12月11日（月）	入野地域センター
	小田	2月17日（土）	小田地域センター
安芸津	小松原	2月19日（月）	小松原びわの里

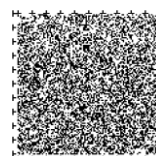
※令和5（2023）年度に実施



(4) 東広島市パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ並びに市役所地域共生推進課・支所・出張所、地域センター、生涯学習センター、総合福祉センター、地域福祉センター及び図書館で、また概要をユーチューブで公開し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和 6（2024）年 11 月 1 日（金）～12 月 2 日（月）
ホームページアクセス数	124 回
ユーチューブ視聴数	79 回
意見提出者数	3 人
地域別提出者数	西条 2 人、高屋 1 人
年代別意見提出者数	40 代 1 人、70 代 2 人
提出方法	持参、ファックス、電子申請
意見数	7 件



7 圏域の考え方

本計画では、効果的に地域共生社会を推進していくため、市域を4段階の層として捉え、各層の役割を示しながら各種の取組みを実施していきます。

○第1層域

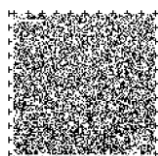
範 囲	東広島市全域
圏域設定の考え方	・市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲です。 ・包括的な支援体制を構築するため、多機関の協働により複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、困難事例への対応についての総合調整を図ります。 ・困難事例に対応できるような人材育成のほか、地域の資源開発、活動団体のサポート等を推進します。

○第2層域：10か所

範 囲	日常生活圏域（※）
圏域設定の考え方	・合併前の旧町エリア（西条町のみ北・南の2か所）で、この圏域を基本として様々な行政機能や相談支援機関が設置（市の支所・出張所、社会福祉協議会の支所、地域包括支援センター等）されています。 ・多職種連携による支援体制として、コアネットワーク会議を設置しており、地域担当CSWもこの圏域単位で配置しています。 ・民生委員児童委員活動においても、本圏域単位で協議会が設置されています。

※日常生活圏域：特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定めています。市町村介護保険事業計画において定義づけられていますが、高齢者支援の分野だけでなく、全世代の地域生活に共通するものであることから、本計画においてもこの考え方を採用しています。

- ・西条北：朝日町、大坪町、岡町、上市町、御条町、栄町、昭和町、西本町、本町、西条、西条東、下見、寺家、寺家駅前、東北町、末広町、助実、土与丸、吉行、吉行東
- ・西条南：御園宇、鏡山、西条中央、馬木、大沢、上三永、下三永、三永、郷曽、田口、福本、森近、西大沢



○第3層域：48か所

範 囲	住民自治協議会圏域（概ね小学校区域）
圏域設定 の考え方	・住民自治協議会を中心に、地域の祭りなど、地域単位のまちづくりが行われているエリアです。 ・地域で活動する、様々な団体との協議の場である地域懇談会などにより、地域の課題発見・解決に向けた活動に取り組んでいます。

○第4層域：約1,000か所（※変動するため、このような記載としています。）

範 囲	小地域圏域（自治会単位）
圏域設定 の考え方	・住民が一番身近に感じるエリアで、支援の必要な人の把握、見守りや助け合いを行うための基礎となる範囲です。 ・住民主体による地域の見守りや、気かけあいの活動をはじめ、様々な地域福祉活動（地域食堂、居場所づくり、防災活動など）が展開されています。

【圏域のイメージ】

